

特定非営利活動法人にじのかけ橋 2018年総会議事録

- 1 開催日時 2018年 5月29日 19時
- 2 場所 三島市北田町7番29就労継続支援B型事業所アルシオン食堂
- 3 正会員総数 21人
- 4 出席正会員数 8人（うち書面表決者0人、委任状提出者13人）
- 5 審議事項
 - 第1号議案 2017年度事業報告及び決算報告(案)について
 - 第2号議案 決算内容監査報告について
 - 第3号議案 2018年度事業予定並びに予算(案)について
 - 第4号議案 特定非営利活動法人にじのかけ橋 定款変更承認について
 - 第5号議案 アルシオン、ワンルーチェの移転について
 - 第6号議案 その他について
- 6 議事の経過の概要及び議決の結果

議長として渡辺 淳一が、議事録署名人として風間 寿美、鈴木 涼太が選出された。

第1号議案 2017年度事業報告及び決算報告(案)について
議長より、事業報告(案)並びに会計報告(案)を配布、理事長より詳細を提案。
(会員より質疑) 繰越金の160万円をどうするのか
(理事長より) 各障がい者事業所において就労に関する必要な備品の購入や人件費の予備費として会計と考えている。
(会員) 了解しました。
逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第2号議案 決算内容監査報告について
議長より、監査報告書を配布、理事長より詳細を提案。
(理事長より) 2017年度より会計については、会計担当、会計税理士、監事により会計をお願いしている。国税庁より「収益事業」としてNPO福祉目的についての課税対象の新聞記事の話がありました。
また、第3者に適正に会計が処理されているという報告がありました。
逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第3号議案 2018年度事業予定並びに予算(案)について
議長より、事業予定並びに予算(案)書を配布、理事長より詳細を提案。
(理事長より) 2018年度の重点的な活動として各障がい者事業所の運営の安定と強化、SS伊豆RainBowsの立ち上げ、会員の研修機会の充実等の提案がありました。
逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第4号議案 特定非営利活動法人にじのかけ橋定款変更承認について

議長より、定款(案)を配布し、理事長が下記の通り提案を行いました。

(理事長) 訂正理由として、活動範囲の広がりと事業の追加、加除訂正により下記のように変更したいとの提案がありました。また、県に提出後修正があった場合は、理事長に一任をお願いしたい。

1 変更の内容

変更前	変更後
<p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（別表第1号） (2) 社会教育の推進を図る活動（別表第2号） (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（別表第4号） (4) 環境の保全を図る活動（別表第5号）</p> <p>第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業 (2) 人材育成事業 (3) 余暇支援事業 (4) リサイクル推進事業 (5) 障がい者の発達を促す事業 (6) その他目的を達成するための事業 (7) 啓発事業 (8) その他目的を達成するための事業</p> <p>第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない</p>	<p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4) 環境の保全を図る活動 (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p>第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業 (2) 人材育成事業 (3) 余暇支援事業 (4) リサイクル推進事業 (5) 障がい者の発達を促す事業 (6) 障がい者農福連携を達成するための事業 (7) 障がい者スポーツ「SS伊豆RainBows」の運営事業 (8) 啓発事業 (9) その他目的を達成するための事業</p> <p>第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を</p>

	<p>受け、総会において、議決を経なければ ならない。</p> <p>付 則</p> <p>この定款は、承認のあった日（平成30 年　月　日）から施行する。</p>
--	--

議長より県より定款変更に変更があった場合は、理事長に一任、書面にて報告をすることを提案されました。

逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第5号議案 アルシオン、ワンルーチェの移転について

議長より、アルシオン、ワンルーチェの移転(案)を配布し、理事長が提案を行いました。

逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第6号議案 その他について

(理事長)特には、ありませんが皆さんから何かありましたらお願ひします。

(会員)子どもの働き場所について、新しく事業所を作ってくれてとても合っている。

ただ、自分に甘いので厳しくお願ひしたい。

(理事長)事業所のサービス管理責任者と相談して面接を行うようにします。

以上をもって議事全部を終了し、20時00分閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

2018年 5月31日

議長 渡辺淳一
 議事録署名人 鈴木涼太
 議事録署名人 風間寿美